

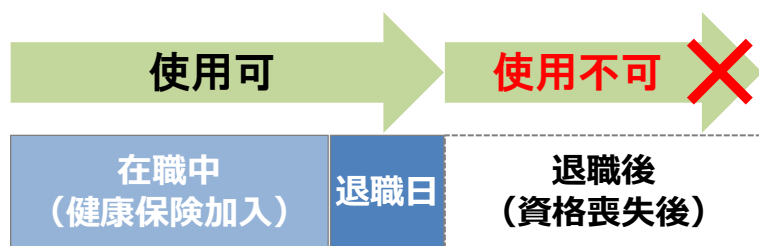
保険証返却のお願い

退職日の翌日から現在お持ちの保険証は使えません

退職後に、現在お持ちの保険証を使用すると、後から医療費を返納していただくなどの手続きが発生します。

退職後は、次に加入する医療保険の発行の保険証を使用してください。

※被保険者ご本人様が資格喪失した場合、それに伴い、被扶養者であるご家族様も保険証を使用できなくなりますのでご注意ください。



退職後の健康保険加入のご案内

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	・お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	・お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	・ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日まで被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	・お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります ※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります 保険料の減免制度があります お住まいの市区町村により保険料が異なります 	・被扶養者の保険料負担はありません